

隠岐海区便り (Vol.79)

◎第322回(第21期第13回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、佐々木、吉田、濱田、長府、福山、林委員

欠席委員：亀谷、升谷委員

開催日時：令和元年12月19日(木) 13:45～14:45

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

議題

- (1) 令和2年漁期のマアジ、マイワシのTAC計画の変更について(諮問)
- (2) 太平洋クロマグロの資源管理について(報告)
- (3) 水産政策の改革に伴う漁業調整規則の改正について(報告)
- (4) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 令和2年漁期のマアジ、マイワシのTAC計画の変更について(諮問)

令和2年漁期のマアジ、マイワシのTACについて、島根県への配分量を定めた旨が国から示され、これに伴い県の管理計画を変更することについて知事から本委員会に対して諮問がありました。

- マアジ：34,000トン
- マイワシ：24,000トン

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

また、マアジ、マイワシ及びサバ類の形式的、機械的な留保枠の配分については、水産政策審議会が事前に配分ルールを定めておき、同審議会に事後報告で済むよう変更した旨、県より説明がありました。

(2) 太平洋クロマグロの資源管理について(報告)

太平洋クロマグロの資源管理について県より以下の通り報告がありました。

- 県計画及び県ガイドラインを変更し、留保枠から漁獲枠へ小型魚については2.1トン、大型魚については1.0トン再配分した。
- 県の漁獲状況は、11月末現在、小型魚69.8%、大型魚61.9%を消化した。

(3) 水産政策の改革に伴う漁業調整規則の改正について（報告）

国の水産政策の改革に伴う漁業調整規則の改正について以下の通り県より説明がありました。

改正漁業法にあわせ、県の漁業調整規則及び内水面漁業調整規則を改正する必要があり、規則改正には以下の6点を検討する必要がある。

- ①大臣許可漁業に準じた知事許可漁業に係る手続き等の見直し
- ②許可漁業（あわび漁業、なまこ漁業）の新設
- ③海面規則と内水面規則の一元化
- ④規定方法の整理
- ⑤内水面の水産植物の採捕制限の見直し
- ⑥内水面の網漁具による水産動物の採捕制限の見直し

- 上記①について、許可の有効期限を原則一律3年としていたが、5年までの範囲で許可漁業ごとに有効期限を定めることが可能となった。なお、県外者に対する許可は1年のまま。また、規則改正後は、許可が新規許可と継続許可の2つに区分され、新規許可については県報に公示して申請を受け付ける。新規許可の申請を受け付けようとする都度、委員会への諮問を行う。継続許可は既存の漁業者の許可の有効期間の満了時に継続申請を受け付ける。公示は不要。
- 上記②について、うなぎの稚魚、あわび及びなまこが特定水産動植物に指定され、漁業許可・漁業権及び特別採捕許可に基づいて採捕する場合以外の採捕が禁止される予定。漁業権がない中海等で自由漁業によりあわび及びなまこの採捕実態があり、従来の漁業活動ができなくなるため、特定水産動植物の指定に併せて知事許可漁業を新設する。
- 上記③について、現行の海面規則と内水面規則の適用範囲の明確な線引きがされていなかったため、両規則を一元化する。
- 上記④について、規則例の改正を踏まえ、漁業許可の制限措置又は許可の条件によって規制できるもの、規則で定めなくても他の方法で目的が達成できるもの等について、規則から削除し、同内容を漁業許可の制限措置又は許可の条件などで規定する予定。